

—皆さまの善意をもとに助成します—

京都新聞社会福祉事業団の助成金申請について

各種団体が行なう大会等の催しについて、京都新聞社会福祉事業団の助成金の希望申請を行なう場合、次の基準を設けています

【申請団体・実施事業について】

※後援基準と同じ

【申請方法について】

- (1) 後援名義の使用許可団体を助成対象団体とします（申請時には、後援と助成金各申請書を提出してください）
- (2) 継続して実施されている催しは、前回の決算書を添付してください

【申請の対象外事業について】

- (1) 申請団体内部に限定した総会、会合、親睦会、研修会、レクリエーション、旅行、遠征などの事業
- (2) 申請団体の募金活動や収益性があると判断される事業
- (3) 主催・共催団体などの内部者への謝礼、打ち合わせ、懇親会費、飲食費などの経費が過度に含まれている事業
- (4) 申請事業の収支予算に多額の繰越金や予備費などがある事業
- (5) 設備の拡充、改修工事、物品の購入を目的としたものや、団体PRのためのパンフレット、記念誌などの印刷や発行を目的としたもの

【助成金の頻度について】

▽申請は、同一主催者または実態が同じ団体は、年度内2回（上半期4月～9月、下半期10月～3月の各1回、事業の内容が同じ場合は、年度内1回）とします

【助成金の限度について】

▽助成金申請額は、1申請につき10万円までとします。ただし申請事業経費の全額を助成するものではありません

【助成金の決定について】

- (1) 申請団体の活動状況や事業内容、予算計画、前回の決算を厳正に審査し、助成金の可否や助成金額などを決定します
- (2) これまでに助成実績がある事業であっても継続的な助成を確約するものではありません
- (3) 助成の可否および助成決定額は、文書で申請者に郵送します

【後援・助成事業の表記について】

- ① [後援・助成] 京都新聞社会福祉事業団
- ② [後援・助成] (公財)京都新聞社会福祉事業団
- ③ [後援・助成] 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

いずれかを催し資料、冊子、パンフレット、ポスター、看板などに表記してください

※当事業団が助成した事業の表記は **[後援・助成]** としてください

【取り消しについて】

- (1) 実施した内容が相違、または実施されなかった場合には、助成を取り消し、助成金全額を返金していただきます
- (2) 決算後、余剰金・繰越金が出た場合は、その額に応じて返金を求めることがあります

【終了報告について】

▽催し終了後、実施報告書と決算書を当事業団まで提出してください

【その他】

▽助成した催し、団体名などを当事業団の印刷物などに掲載し、広く一般にお知らせすることがあります

▽申請書類は、可否に関わらず返却しません

[問い合わせ先] 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞社内

Tel 075 (241) 6186 Fax 075 (222) 2515

以上